

平成30年度以降の岡山市発注工事における
社会保険等未加入対策の強化について

平成30年9月27日

平成29年12月21日付け「平成30年度入札契約制度の改正について 第1 社会保険等未加入対策」でご案内しているとおり、平成30年10月1日以降に公告等を行う本市発注の建設工事において、社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設工事業者を下請負人にすることを原則禁止する契約規定に違反した元請業者に対して、下請契約の請負金額に応じた制裁金請求，指名停止，工事成績評定減点を行います。

この内容についての問い合わせ先は，次のとおりです。

岡山市財政局財務部契約課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1736
	E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp